



厚生労働省

島根労働局

Press Release

島根労働局発表
令和3年10月28日(木)

担当 島根労働局 労働基準部
監督課長 樫村 竜太
監察監督官 元行 展久
電話：0852-31-1156

過重労働解消キャンペーンの一環として

島根労働局長が「ベストプラクティス企業」を訪問します

島根労働局（局長：倉持 清子（くらもち きよこ））では、11月の「過労死等防止啓発月間」に実施する「過重労働解消キャンペーン」（※）の取組の一環として、長時間労働の削減等に積極的に取り組んでいる企業（ベストプラクティス企業）を訪問し、取組内容について説明をいただくとともに、報道機関の皆様の協力を通じて広く県民の方々に取組事例を紹介することで、島根県内の過重労働の解消等に向けた機運の醸成を図ることとしました。

島根労働局長による企業訪問について（概要）

- 1 訪問日時 令和3年11月10日(水)
14時00分から（所要1時間程度）
- 2 訪問先 株式会社バイタルリード
出雲市荻杼町274-2
- 3 日程等 裏面のとおり



- 今回の企業訪問は、労働者数100名未満の企業では初めてとなります。

訪問時の状況については、同行取材が可能です。

島根労働局長による「ベストプラクティス企業」への訪問について

- 1 訪問日時 令和3年11月10日(水) 14時00分から (所要1時間程度)
- 2 訪問企業 ①名称 株式会社バイタルリード
②所在地 島根県出雲市萩苅町 274-2
③代表者 代表取締役 森山昌幸
④設立 平成10年4月8日
⑤事業内容 交通計画コンサルタント、システム開発
⑥従業員数 46名(令和3年10月現在)
- 3 出席者 島根労働局：労働局長、労働基準部監督課長 ほか
株式会社バイタルリード：代表取締役 ほか
- 4 趣旨目的 労働局長が長時間労働の削減や過重労働による健康障害の防止等に向けて積極的に取り組んでいる県内企業を訪問し、具体的な取組状況について企業の代表者と意見交換を行うとともに、現場で働く人々とも意見交換し、これを県内の企業及び働く方々に広く紹介することにより、過重労働の解消等に向けた機運の醸成を図るものです。
- 5 お願い 取材を希望される報道機関の皆様におかれましては、11月8日(月)12時までに島根労働局労働基準部監督課あてにご連絡ください。



(※) 平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、毎年11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。

このため、島根労働局では、同月間の取組として、長時間労働の削減等の過重労働の解消に向けた取組の推進を図る観点から、「過重労働解消キャンペーン」を実施しています。

<「過重労働解消キャンペーン」の主な取組内容>

- ① 労働局長による長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業（ベストプラクティス企業）への職場訪問の実施
- ② 使用者団体や労働組合等に対する長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発の協力要請
- ③ 過重労働が行われていると疑われる事業場等への重点監督の実施
- ④ 過重労働相談受付集中週間（10月31日(日)から11月6日(土)）、
過重労働解消相談ダイヤル（11月6日(土)フリーダイヤル0120(794)713）の実施

<過労死等防止対策推進シンポジウムの開催>

【日時】 令和3年11月19日(金) 13:30~15:30

【会場】 安来市総合文化ホール アルテピア



スマートフォンでQRコードを読み込んでいただくと、参加申込が可能です。